

那覇市公報

第 1 8 7 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市旅館業法施行細則及び那覇市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
（生活衛生課） 1602
- 那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課） 1605
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課） 1606
- 那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則（地域保健課） 1607
- 那覇市契約規則の一部を改正する規則（法制契約課） 1608

◇訓 令◇

- 那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部を改正する訓令（福祉政策課）
..... 1613

◇告 示◇

- 都市景観資源の指定について（都市計画課） 1614
- 那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務の委託について（環境政策課） 1615
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課） 1616
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
（保護管理課） 1617
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について
（保護管理課） 1618

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1619

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）…………… 1620

◇ 公 告 ◇

○令和 7 年度那覇市高齢者「食」の自立支援事業受託事業者募集について（ちゃーがんじゅう課）…………… 1621

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1623

○令和 7 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について（管財課）…………… 1624

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1633

○令和 7 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について（管財課）…………… 1634

○那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1640

○那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1645

○那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1650

○那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1654

○機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1658

○那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1662

○那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1667

○那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 1672

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1676

◇教育委員会訓令◇

○那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 1677

◇正 誤◇

○那覇市公報第1878号の訂正…………… 1679

規 則

那覇市規則第 1 号

令和 7 年 2 月 10 日

公 布 済

那覇市旅館業法施行細則及び那覇市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市旅館業法施行細則及び那覇市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(那覇市旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 那覇市旅館業法施行細則(平成24年那覇市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(水質の基準) 第7条 〔略〕 2 条例別表第1第6項第3号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。 <table><tr><th>事項</th><th>検査方法</th><th>基準</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 大腸菌群</td><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td></tr></table>	事項	検査方法	基準	〔略〕			3 大腸菌群	〔略〕		〔略〕			(水質の基準) 第7条 〔略〕 2 〔略〕 <table><tr><th>事項</th><th>検査方法</th><th>基準</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 大腸菌</td><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td><td></td></tr></table>	事項	検査方法	基準	〔略〕			3 大腸菌	〔略〕		〔略〕		
事項	検査方法	基準																							
〔略〕																									
3 大腸菌群	〔略〕																								
〔略〕																									
事項	検査方法	基準																							
〔略〕																									
3 大腸菌	〔略〕																								
〔略〕																									
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																									

(那覇市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 那覇市公衆浴場法施行細則(平成24年那覇市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(水質の基準) 第7条 [略] 2 条例別表第2第1項第9号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準に	(水質の基準) 第7条 [略] 2 [略]

より難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。					
事項	検査方法	基準	事項	検査方法	基準
[略]			[略]		
3	大腸菌群	[略]	3	大腸菌	[略]
[略]			[略]		
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。					

付 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

那覇市規則第 2 号

令和 7 年 2 月 10 日

公 布 済

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市庁舎管理規則の一部を改正する規則

那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																													
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)																													
<table><tr><th>区分</th><th>庁舎管理者</th></tr><tr><td>本庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>真和志庁舎</td></tr><tr><td>首里支所庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	区分	庁舎管理者	本庁舎	[略]	真和志庁舎	首里支所庁舎	[略]	[略]	[略]		<table><tr><th>区分</th><th>庁舎管理者</th></tr><tr><td>本庁舎</td><td>[略]</td></tr><tr><td>首里支所庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	区分	庁舎管理者	本庁舎	[略]	首里支所庁舎	[略]	[略]	[略]											
区分	庁舎管理者																													
本庁舎	[略]																													
真和志庁舎																														
首里支所庁舎	[略]																													
[略]																														
[略]																														
区分	庁舎管理者																													
本庁舎	[略]																													
首里支所庁舎	[略]																													
[略]																														
[略]																														
別表第2(第11条関係)	別表第2(第11条関係)																													
<table><tr><th>区分</th><th>開扉時刻</th><th>閉扉時刻</th></tr><tr><td>本庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td><td>午後6時15分</td></tr><tr><td>真和志庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>首里支所庁舎</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	開扉時刻	閉扉時刻	本庁舎	[略]	午後6時15分	真和志庁舎	[略]	首里支所庁舎		[略]			[略]			<table><tr><th>区分</th><th>開扉時刻</th><th>閉扉時刻</th></tr><tr><td>本庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td><td>午後5時45分</td></tr><tr><td>首里支所庁舎</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	開扉時刻	閉扉時刻	本庁舎	[略]	午後5時45分	首里支所庁舎	[略]	[略]		[略]		
区分	開扉時刻	閉扉時刻																												
本庁舎	[略]	午後6時15分																												
真和志庁舎		[略]																												
首里支所庁舎																														
[略]																														
[略]																														
区分	開扉時刻	閉扉時刻																												
本庁舎	[略]	午後5時45分																												
首里支所庁舎		[略]																												
[略]																														
[略]																														
備考																														
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。																														
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																														

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第3号

令和7年2月10日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3(第38条関係)		別表第3(第38条関係)	
市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)	市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
[略]		[略]	
那覇市大名市営住宅	[略]	那覇市大名市営住宅	[略]
備考 [略]		那覇市真地市営住宅	3,500円
		備考 [略]	

備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第4号

令和7年2月10日

公 布 済

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

那覇市母子保健法施行細則(平成25年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(養育医療給付申請事項の変更) 第7条 医療券の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、養育医療給付申請事項変更届を市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>医療保険各法の被保険者証等</u> に変更があったとき。 (4) 〔略〕	(養育医療給付申請事項の変更) 第7条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>養育医療の給付を受けている者が加入する医療保険各法の医療保険の記号等</u> に変更があったとき。 (4) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第5号

令和7年2月10日

公 布 済

那覇市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔略〕	(用語の定義) 第2条 〔略〕 (1)～(5) 〔略〕 (6) <u>電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u> (7) <u>電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u>
(入札の無効) 第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>入札書に記名押印(電子入札にあつては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名その他市長が指定する認証方法)のない、又は重要な記載事項について判読できない入札</u> (9) 〔略〕	(入札の無効) 第14条 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>入札書への記名押印(電子入札の場合は、電子署名その他市長が指定する認証方法)が行われていない、又は重要な記載事項について判読できない入札</u> (9) 〔略〕
(契約締結の手続) 第25条 落札者は、第16条の規定による<u>落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。</u>	(契約書への記名押印等) 第25条 落札者は、第16条の規定による<u>決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書への記名押印(契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当該電磁的記録への電子署名)を行い、かつ、契約保証金を要するものにあつては、これを納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由がある</u>

(<u>契約書の作成</u>) 第26条 <u>市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</u> (1)～(11) [略] (<u>仮契約書の作成</u>) 第27条 <u>前条に規定するもののほか、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(1971年那覇市条例第21号)第2条及び第3条の規定に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たとき本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。</u> (<u>契約書作成の省略</u>) 第28条 <u>市長は、第26条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>契約書</u>の作成を省略することができる。ただし、建設業法第19条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号その他の法令の規定により書面等によることが義務付けられている契約については、この限りでない。</u> (1)～(5) [略] 2 <u>契約書の作成を省略する場合においては、請書又は見積書その他適当な文書を徴して、これに代えなければならない。</u> (<u>契約保証金</u>) 第29条 [略] 2 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるもの	と認めるときは、この期間を延長することができる。 (<u>契約書の記載事項等</u>) 第26条 <u>契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(以下「<u>契約書等</u>」という。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</u> (1)～(11) [略] (<u>仮契約の締結</u>) 第27条 <u>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(1971年那覇市条例第21号)第2条又は第3条の規定に該当する契約を締結しようとするときは、<u>前条に規定する事項のほか、議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を内容とする仮契約</u>を締結するものとする。</u> (<u>契約書等の作成の省略</u>) 第28条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、<u>契約書等</u>の作成を省略することができる。ただし、建設業法第19条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号その他の法令の規定により書面等によることが義務付けられている契約については、この限りでない。</u> (1)～(5) [略] 2 <u>契約書等の作成を省略する場合においては、請書又は見積書その他適当な文書を徴して、これに代えなければならない。</u> (<u>契約保証金</u>) 第29条 [略] 2 [略]
--	--

とし、その担保の価値は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社が発行する<u>保証証書</u> その保証する金額 3 [略] (検査員の一般的職務) 第50条 検査員は、工事又は製造その他についての請負契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、<u>契約書</u>、仕様書、設計書その他の<u>関係書類</u>に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。 2 検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、<u>契約書</u>その他の<u>関係書類</u>に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。 3～5 [略]	(1)～(2) [略] (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社<u>の保証</u> その保証する金額 3 [略] (検査員の一般的職務) 第50条 検査員は、工事又は製造その他についての請負契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、<u>契約書等</u>、仕様書、設計書その他の<u>関係する資料</u>に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。 2 検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、<u>契約書等</u>その他の<u>関係する資料</u>に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。 3～5 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部改正)
- 那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成21年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（長期継続契約の<u>契約書</u>） 第5条 条例第2条の規定により長期継続契約を締結しようとするときは、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第28条第1項の規定にかかわらず、<u>契約書</u>を作成することとし、前条第2号及び第3号に掲げる事項を<u>契約書に明記しなければならない</u>。	（長期継続契約の<u>契約書等</u>） 第5条 条例第2条の規定により長期継続契約を締結しようとするときは、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第28条第1項の規定にかかわらず、<u>契約書等（同規則第26条に規定する契約書等をいう。以下同じ。）</u>を作成することとし、前条第2号及び第3号に掲げる事項を<u>契約書等に記載し、又は記録しなければならない</u>。
備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

訓 令

那覇市訓令第1号

令和7年2月10日

公 表 済

那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 寛

那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市地域福祉基金運営委員会規程（平成4年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に福祉部長、副委員長に福祉部副部長をもって充てる。 福祉部長、福祉部副部長、健康増進課長、こども政策課長、障がい福祉課長、チャージャングジゅう課長、企画調整課の福祉部担当職員	（組織） 第3条 [略] 福祉部長、福祉部副部長、健康増進課長、こども政策課長、<u>福祉政策課長</u>、障がい福祉課長、チャージャングジゅう課長、<u>保護管理課長</u>、企画調整課の福祉部担当職員
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 491 号
令和 7 年 2 月 12 日
掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第25条第1項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

那覇市長 知念 覚

記

指定

No	名 称	所在地	所有者・管理者
77	宇栄原クシヌカー	宇栄原 3-157-1	一般財団法人 那覇市宇栄原郷友会
78	下ヌ御嶽	高良 2-73	一般財団法人 那覇市宇栄原郷友会

※番号については、前回からの連番となっています。

那覇市告示第 504 号

令和 7 年 3 月 3 日

那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和7年3月1日から令和9年3月31日まで、以下の者に那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

名 称	所在地・電話番号
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間 良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 8 7 5－3 7 7 7
株式会社 みつわ産業 代表取締役 與那嶺 達啓	那覇市字識名 1169 番地 電 話 8 3 4－1 4 1 4
沖縄日野出 株式会社 代表取締役 森山 悌浩	西原町字東崎 4 番地の 14 電 話 9 4 5－5 1 1 5
株式会社 タカダ 代表取締役 高田 聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 8 7 5－3 1 2 1
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城 進矢	那覇市上間 425 番地 電 話 8 3 3－1 9 0 1
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3－2 7 7 3

那覇市告示第 505 号

令和 7 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
訪問看護ステーションわらばー	株式会社わらばー	令和6年3月31日
那覇市与儀2丁目16－3 玉城アパート106号室		
こころクリニック	又吉 嘉伸	令和7年1月31日
那覇市泊1-13-16		
ふうりん訪問診療所	一般社団法人 響	令和7年2月1日
那覇市泊1丁目6－1 ビッグライスマンションとまり204号		

那覇市告示第 506 号

令和 7 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
大道美容外科		令和 6 年 12 月 1 日
名称	大道美容外科 (大道美容外科内科)	

那覇市告示第 507 号

令和 7 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
居宅介護支援センターかいごの森 (居宅介護支援)	令和 7 年 2 月 28 日
那覇市繁多川 1-1-39	
訪問看護ステーションわらばー (訪問看護)	令和 6 年 3 月 31 日
那覇市与儀 2 丁目 16-3 玉城アパート 106 号室	

那覇市告示第 508 号

令和 7 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
WAN STYLE PLAN		令和 7 年 2 月 1 日
名称	WAN STYLE PLAN (ケアプランセンター WAN STYLE)	
デイサービス なかゆくい処 小禄		令和 6 年 3 月 15 日
開設者	株式会社 f o r (あんしん医療介護サービス株式会社)	

那覇市告示第 509 号

令和 7 年 3 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
居宅介護支援センター コメスタ (居宅介護支援)	令和 5 年 12 月 31 日
那覇市寄宮 2 丁目 1 - 18	

公 告

那覇市公告第 791 号

令和 7 年 2 月 13 日

掲 示 済

令和 7 年度那覇市高齢者「食」の自立支援事業受託事業者募集について

那覇市長 知念 覚

那覇市では令和 7 年度に那覇市「食」の自立支援事業を委託できる事業者を募集します。この事業を受託希望される方は、次によりご応募下さい。

1 事業概要

那覇市で「食」の自立支援事業利用者の自宅に、高齢者向けの昼食のお弁当を配達し、食生活の改善と健康増進、安否確認を行う事業

2 受託事業者の行う業務内容

- (1) 月曜日から土曜日の予め利用者が指定した曜日（週 4 日を限度）に、利用者宅を訪問し、当日調理した昼食のお弁当を直接手渡すこと。
- (2) 利用者負担金（食材費＋調理費）を利用者から徴収すること。
- (3) 利用者からお弁当についての要望（献立・調理方法・配達など）を積極的に聴きとり、必要があるときは改善を行うこと。
- (4) 市の定める安否確認マニュアルに基づき、利用者の安否を確認すること。
- (5) 市の指定する方法で実績を報告すること。

3 資格要件

受託者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 事業に必要な許可を得ており、令和 7 年 2 月 20 日現在で、県内で 2 年以上の配食事業実績があること。
- (2) 調理師及び管理栄養士の資格取得者を各 1 名以上有すること。（フランチャイズ・システムによる事業活動形態の場合は、フランチャイザーが有している時も可とする）
- (3) 那覇市内全域に配達できること。
- (4) 市町村税・法人税・消費税を完納していること。
- (5) 労働災害保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (6) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。

（9）2の業務内容を遂行でき、別に定める仕様のお弁当を提供できること。

4 提出書類

- （1）登記簿謄本
- （2）財務諸表（直前1年分の貸借対照表及び損益計算書）
- （3）令和6年度市税納税（完納）証明書〈原本〉
- （4）令和6年度法人税・消費税納税（完納）証明書〈原本〉
- （5）社保完納証明書（最新）
- （6）営業許可証の写し
- （7）調理師及び管理栄養士の免許証の写し
- （8）1週間分の献立表（栄養素量の表示あるもの）及びサンプル写真
- （9）「那覇市高齢者「食」の自立支援事業における受託者の業務内容及び資格に関する要領」に定める第1号様式～第5号様式

5 資格審査申請期間及び申請書提出場所

- （1）申請期間：令和7年2月20日（木）から令和7年3月10日（月）
午前8時30分から午後5時15分（ただし、正午から午後1時までの間、土・日曜日及び祝日は除く）

※資格要件・提出書類を審査の上、登録の可否については、
令和7年3月18日（火）までにお知らせいたします。

- （2）申請書提出場所・提出方法

那覇市役所2階27番窓口 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ
直接提出または郵送（郵送の場合は令和7年3月10日（月）必着とする）

- （3）特記事項

この申請は、年度当初予算成立を前提とした年度開始前の契約資格申請手続きであり、本件は、年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期、否決等になった際は、資格審査を延期又は中止する場合がある。

6 お問い合わせ先

那覇市チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

配食担当 佐伯、下田

電 話 098-862-9010（直通）（午前8時30分から午後5時15分 ※ただし、
正午から午後1時までの間、土・日曜日及び祝日は除く）

F A X 098-862-9648

那覇市公告第 794 号
令和 7 年 2 月 14 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

那覇市長 知念 寛

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 5 年 11 月 29 日 第 R5-04 号
那覇市指令ま建指第 41-R5-04 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市鏡原町 10 番 6 号 他 2 筆
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市鏡原町 10 番 11 号 2 階
株式会社三戸商会 代表取締役 上原 盛之
- 5 検査済証番号
令和 7 年 2 月 14 日 那ま建指第 198 号
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 1 月 15 日

那覇市公告第 795 号

令和 7 年 2 月 17 日

掲 示 済

令和 7 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規程（平成 17 年那覇市水道局規程第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 知 念 覚
那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 件 名 | ①令和 7 年度那覇市庁舎等清掃業務委託
(別表 1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)
②令和 7 年度那覇市庁舎など警備業務委託
(別表 2「警備業務委託案件一覧」のとおり) |
| (2) 履 行 場 所 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (3) 履 行 内 容 | 各業務委託の仕様書のとおり
(仕様書は入札説明会にて配布) |
| (4) 契 約 予 定 日 | 令和 7 年 4 月 1 日
ただし、契約形態が債務負担行為の案件については、令和 7 年 3 月 31 日までに契約締結を行う。 |
| (5) 履 行 期 間 | 別表 1、別表 2 のとおり |
| (6) 最低制限価格 | 設定あり
(なお、最低制限価格は公表しない) |
| (7) 特 記 事 項 | 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等

に関する要綱第 5 条第 1 項の名簿に登録されている者であること。

- ① 清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。
- ② 警備業務にあつては、1 号警備の登録を受けていること。なお、警備業務委託案件一覧（別表 2）の案件番号 6 「明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託」については、1 号警備及び 2 号警備の登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 清掃業務にあつては、「清掃業」又は「環境衛生総合管理業」に関して管轄する保健所の登録を受けていること。
- (6) 警備業務にあつては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (8) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (10) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(9)に該当するものを除く。)
- (11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 2 号の欧州連合の供給者については、清掃業務委託案件一覧（別表 1）の案件番号 2 「那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託」に限り、上記(1)(3)(4)(5)にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

上記(1)に係る名簿に登録がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イ・ウの方法によること。

ア 申請書配布及び受付期間：

令和 7 年 2 月 17 日（月）～令和 7 年 2 月 28 日（金）

イ 申請書配布方法：当市ホームページからダウンロード

ウ 申請要領：「欧州連合の供給者による令和 7 年度那覇市庁舎等清掃業務委託競争入札参加資格審査申請要領」参照。

エ 業務概要：別表 3 のとおり

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課（別表 1、別表 2 のとおり）

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 7 年 3 月 7 日（金） 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分	令和 7 年 3 月 7 日（金） 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 （那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）	

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	令和 7 年 3 月 21 日（金） 受付 午前 9 時 00 分 説明 午前 9 時 10 分 入札 午前 9 時 30 分	令和 7 年 3 月 21 日（金） 受付 午後 1 時 30 分 説明 午後 1 時 40 分 入札 午後 2 時 00 分
場所	那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 （那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）	

(2) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 特記事項

この公告（債務負担行為の案件を除く）は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

7 契約保証金

契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除することもある。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。（令和6年度以前の契約で複数年契約（長期継続契約等）は、落札の件数制限の対象とはしない。）

	清 掃 及 び 警 備
Aランクの者	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件
	B級2件
	B級1件及びC級1件
	C級2件
Bランクの者	B級1件
	C級2件
Cランクの者	C級1件

10 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を各案件の所管課へ提出すること。

12 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬受領証の写しを提出すること。

13 お問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表1：清掃業務委託案件一覧

案件 番号	等 級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	那覇市公民館・図書館及び人材育成支援センター清掃業務委託	那覇市公民館・図書館、人材育成センター	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	中央公民館
2	A	那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託	那覇市上下水道局庁舎	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	上下水道局総務課
3	B	消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	債務負担行為	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	消防局総務課
4	B	壺屋施設博物館清掃業務委託	那覇市立壺屋施設博物館	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	文化財課
5	B	那覇市津波避難ビル清掃業務委託	那覇市津波避難ビル	長期継続契約	4年	令和7年4月1日	令和11年3月31日	防災危機管理課
6	C	那覇市IT創造館清掃業務委託	那覇市IT創造館	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	商工農水課
7	C	ともかぜ振興会館清掃業務委託	ともかぜ振興会館	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	平和交流・男女参画課
8	C	公衆便所（前島北、鳥堀、栄町）清掃及び保守管理業務	前島北公衆便所、鳥堀公衆便所、栄町公衆便所	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	クリーン推進課
9	C	首里支所庁舎清掃業務委託	首里支所	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ市民課首里支所

10	C	那覇市歴史博物館清掃業務委託	那覇市歴史博物館	単年度	1 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	文化財課
11	C	小緑支所庁舎清掃業務委託	那覇市役所小緑支所庁舎	長期継続契約	2 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	ハイサイ市民課小緑支所

別表 2：警備業務委託案件一覧

案件番号	等級	件名	施設名	契約形態	契約年数	履行期間		所管課
						開始年月日	終了年月日	
1	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	那覇市立壺屋焼物博物館	長期継続契約	2 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	文化財課
2	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	なは市民協働プラザ	単年度	1 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進課
3	A	那覇市 IT 創造館警備業務委託	那覇市 IT 創造館	単年度	1 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	商工農水課
4	A	玉陵警備業務委託	玉陵	長期継続契約	2 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	文化財課
5	A	識名園警備業務委託	識名園	長期継続契約	2 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日	文化財課
6	A	明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託	明治橋貸切バス待機場	単年度	1 年	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日	観光課

7	A	首里支所庁舎警備業務委託	首里支所	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ 市民課首 里支所
8	B	那覇市学校給食センター警備 業務委託	首里・小禄・真和志学 校給食センター	長期継続契約	3年	令和7年4月1日	令和10年3月31日	学校給食 課
9	C	令和7年度首里石嶺町調整池 巡回警備業務委託	首里石嶺町雨水調整池	債務負担行為	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	下水道課
10	C	小禄支所庁舎警備業務委託	那覇市役所小禄支所庁 舎	長期継続契約	2年	令和7年4月1日	令和9年3月31日	ハイサイ 市民課小 禄支所
11	C	令和7年度中心市街地市管理 道路巡回啓発業務委託	中心市街地市管理道路	単年度	1年	令和7年4月1日	令和8年3月31日	道路管理 課
12	C	那覇市津波避難ビル機械警備 保安業務委託	那覇市津波避難ビル	長期継続契約	5年	令和7年4月1日	令和12年3月31日	防災危機 管理課

別表3:業務概要表

案件②	那覇市上下水道局庁舎清掃業務委託		
履行期間	2025年4月1日 ～ 2027年3月31日（24か月）		
契約形態	長期継続契約		
施設名 所在地 施設の規模	那覇市上下水道局 庁舎	〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号 A棟:1階～4階 B棟:1階～2階 その他敷地(庁舎前広場、駐車場等)	8,810.19 m ²
業務概要	1 清掃内容 (1) 主な日常清掃 ① 玄関・廊下・階段等の掃き・拭き掃除 ② トイレ清掃 ③ ごみ回収・分別・保管 ④ 庁舎等を巡回しながら粗ごみ拾い ⑤ ガラス拭き ⑥ 灰皿処理 ⑦ 消耗品(トイレトーパー、手洗い石鹸)の補充 ⑧ 駐車場(周辺花壇含む)及び池のごみ拾い (2) 主な定期清掃 ① ワックス塗布清掃(年2回) ② ガラス清掃(年1回) ③ 池及び池の壁面の清掃(年3回) ④ 床面剝離清掃(2年に1回) 2 清掃時間 (1) 日常清掃(1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。) 「那覇市の休日定める条例」に定める休日を除いた日の午前7時から午後3時30分及び12月29日の午前7時から正午とする。 (2) 定期清掃は水道局の業務に支障がないように行うこと(ワックス清掃及び床面剝離清掃は日曜日又は休日等)。		

那覇市公告第 798 号

令和 7 年 2 月 14 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 7 年 2 月 3 日 第 R2-02-03 号
那覇市指令ま建指第 41-R2-02-03 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町 4 丁目 335 番 9
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 24 番 13 号
株式会社 大京
代表取締役 細川 展久
- 5 検査済証番号
令和 7 年 2 月 18 日 那ま建指第 218 号
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 1 月 20 日

那覇市公告第 848 号
令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託に係る入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 別表 1「那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧」のとおり

※それぞれ案件ごとに件名が異なります。

- (2) 履行場所 別表 1 のとおり

- (3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり（仕様書は入札説明会にて配布）

- (4) 契約予定日 令和 7 年 4 月 1 日

ただし、「消防庁舎ごみ収集業務委託」については、債務負担行為の案件であるため、令和 7 年 3 月 31 日までに契約締結を行う。

(5) 履行期間

- ア 単年度契約案件（債務負担行為での単年度契約を含む）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

- イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 3 条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（5）に該当するものを除く。）
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所 各案件の所管課 （別表 1 のとおり）

4 入札説明会の日時・場所

- (1) 日時 令和 7 年 3 月 10 日（月）
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 1 研修室 AB
※入札説明会当日に各業務委託の仕様書等を配布致します。仕様内容の質問については、各案件の所管課担当者よりご回答致します。

5 事前提出書類

- (1) 提出書類
 - ① 那覇市一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）
 - ② 印鑑証明書
 - ③ 市町村税完納証明書
- (2) 提出期日 令和 7 年 3 月 17 日（月）
- (3) 提出方法 郵送または管財課窓口にて提出

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 7 年 3 月 24 日（月）
午後 1 時 30 分受付 午後 1 時 45 分事前説明 午後 2 時入札開始
- (2) 場 所：那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 1 研修室 AB
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

(6) 特記事項

この公告（「消防庁舎ごみ収集業務委託」を除く）は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に

係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 支払うものとする。

8 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項の規定に該当する場合は免除することもある。

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は貸貸人が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

9 無効の入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。
- (4) 本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際は公共交通機関をご利用下さい。

11 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1 那覇市公共施設等一般廃棄物収集運搬業務委託案件一覧

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
1	学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）	35	那覇市立 小学校（17） 中学校（10） こども園（8）	学校教育部 （こどもみ らい部）	学務課 （こども政策 課）	1 年
2	学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）	32	那覇市立 小学校（19） 中学校（7） こども園（6）			1 年
3	令和 7 年度 都市公園一般廃棄物処理業務委託	90	都市公園等	都市みらい 部	公園管理課	1 年
4	令和 7 年度 市民文化部 6 施設 ごみ収集業務委託	6	首里支所、小禄支 所、壺屋焼き物博 物館、なは市民協 働プラザ、玉陵、 識名園	市民文化部	まちづくり 協働推進課	2 年
5	消防庁舎ごみ収集 業務委託	8	消防局庁舎、西消 防署、神原分署、 他 5 出張所	消防局	総務課	2 年
6	令和 7 年度那覇市 学校給食センター 一般廃棄物収集運 搬業務委託	3	首里・小禄・真和 志学校給食センタ ー	学校教育部	学校給食課	1 年
7	公民館・図書館及び 人材育成支援セン ターごみ処理業務 委託	7	公民館、図書館、 まーいまーい Naha	生涯学習部	中央公民館 小禄南公民館 G	1 年
8	那覇市保健所 ごみ処理業務委託	1	那覇市保健所	健康部	保健総務課	1 年

案件 番号	件名	施設 数	対象施設	所管部	所管課	契約 期間
9	識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託	1	那覇市識名霊園	環境部	環境保全課	1 年
10	那覇市津波避難ビルごみ処理業務委託	1	那覇市 津波避難ビル	総務部	防災危機管理 課	4 年

那覇市公告第 849 号
令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 履行対象 エスカレーター4基（型式:S1000TE-D）
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和7年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の「機械器具設置」の業種に登録していること。
- (2) 本誌の市税等の納入義務があるものについては、その市税等に滞納がないこと。

- (3) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) 「昇降機等検査員」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が 3 年以上ある者が 3 人以上在職していること。

3 契約条項を示す場所 那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間：令和 7 年 3 月 3 日（月）～令和 7 年 3 月 17 日（月）
配布方法：那覇市のホームページからダウンロード
- (2) 入札参加に必要な書類
必要書類：「昇降機等検査員」資格者証の写し（本件業務と同一規模の保守点検実務経験が 3 年以上ある従業員 3 名分）
提出期間：令和 7 年 3 月 3 日（月）～令和 7 年 3 月 17 日（月）
（期限厳守）
提出方法：メールあるいは FAX による提出
Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp
FAX：098-862-9352
※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。
※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- 質問期間 令和 7 年 3 月 3 日（月）～令和 7 年 3 月 10 日（月）
- 質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告 4 の（2）を参照。

回 答 日 令和7年3月13日（木）までに回答

回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和7年3月24日（月）

午前10時30分受付開始 午前10時40分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の100分の5を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（9）入札執行回数は、3回までとする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格のない者がした入札
- （2）委任状を持参しない代理人がした入札
- （3）入札書が所定の日時まで提出されない入札
- （4）同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- （5）入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- （6）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- （7）入札書の表記金額を訂正した入札、又は〒マークの記載がない入札
- （8）入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- （9）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- （10）入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- （11）鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- （12）再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- （13）郵送による入札
- （14）その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- （1）入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- （2）入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- （3）災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

- （1）本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- （2）同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- （1）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （2）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- （1）入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- （2）今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- （3）提出された書類は返却しない。
- （4）入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 850 号

令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争
入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履行対象 エレベーター 4 基
- (4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。

- (3) 沖縄県内に事業場を有していること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁)に定めるところによる。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(6)に該当するものを除く。)
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (11) 「昇降機等検査員」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が 3 年以上ある者が 3 人以上在職していること。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間：令和 7 年 3 月 3 日(月)～令和 7 年 3 月 17 日(月)
配布方法：那覇市のホームページからダウンロード
- (2) 入札参加に必要な書類
必要書類：「昇降機等検査員」資格者証の写し(本件業務と同一規模の保守点検実務経験が 3 年以上ある従業員 3 名分)
提出期間：令和 7 年 3 月 3 日(月)～令和 7 年 3 月 17 日(月)
(期限厳守)
提出方法：メールあるいは FAX による提出
Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp
FAX：098-862-9352
※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。
※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、
①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名
④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和 7 年 3 月 3 日(月)～令和 7 年 3 月 10 日(月)
質問方法 質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告 4 の(2)を参照。

回 答 日 令和 7 年 3 月 13 日（木）までに回答

回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和 7 年 3 月 24 日（月）

午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（9）入札執行回数は、3 回までとする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格のない者がした入札
- （2）委任状を持参しない代理人がした入札
- （3）入札書が所定の日時まで提出されない入札
- （4）同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- （5）入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- （6）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- （7）入札書の表記金額を訂正した入札、又は〒マークの記載がない入札
- （8）入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- （9）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- （10）入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- （11）鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- （12）再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
- （13）郵送による入札
- （14）その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- （1）入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- （2）入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- （3）災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

- （1）本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- （2）同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- （1）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （2）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契

約の締結

13 その他

- （1）入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- （2）今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- （3）提出された書類は返却しない。
- （4）入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 851 号

令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理の制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
- (4) 履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (5) 特記事項

この公告は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和7年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱に基づく「物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市内に本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づ

く再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(6)に該当するものを除く。)
- (8) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号那覇市役所本庁舎 5 階)

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布

配布期間：令和 7 年 3 月 3 日 (月) ～令和 7 年 3 月 17 日 (月)

配布方法：仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：ア 入札参加資格申請書 (本市様式)

イ 所在地確認資料 (本市様式)

提出期間：令和 7 年 3 月 3 日 (月) ～令和 7 年 3 月 17 日 (月)

(期限厳守)

提出方法：メールあるいは FAX による提出を行い、原本を入札当日持参すること。

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、

①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、

④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和 7 年 3 月 3 日 (月) ～令和 7 年 3 月 10 日 (月)

質問方法 質問書 (本市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告 4 の (2) を参照。

回 答 日 令和 7 年 3 月 13 日 (木) までに回答

回答方法 入札参加に必要な書類を提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和 7 年 3 月 24 日 (月)

午後 2 時 00 分受付開始 午後 2 時 10 分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 852 号
令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 沖縄県内に本社、支店または営業所があること。
- (2) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること（加入義務がない場合を除く）
- (3) 雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (5) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税に滞納のないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (9) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 配布期間 令和 7 年 3 月 3 日 (月) ~ 令和 7 年 3 月 17 日 (月)

配布方法 那覇市ホームページからダウンロード

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類 : ①業務実績表 (本市様式)

②労働保険証明書 (労災のみは不可) もしくは労働保険概算・
確定申告書及び保険料納付の領収証書 (どちらも写し可)③健康保険 (又は健康保険組合)・厚生年金 (加入・納入) 証明
書もしくは直近の保険料の領収書 (どちらも写し可)④本市に市税等の納入義務があるものについては、納税証明書
(本市税の滞納のない証明) および消費税の納税証明書 (未納額
のない証明)提出期間 : 令和 7 年 3 月 3 日 (月) ~ 令和 7 年 3 月 17 日 (月) (期限厳守)

提出方法 : メールまたは FAX

Mail : S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX : 098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行ってください。※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加
を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表
者役職名、⑤代表者氏名を記載してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間 : 令和 7 年 3 月 3 日 (月) ~ 令和 7 年 3 月 10 日 (月)

(2) 質問方法 : 質問書 (本市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出す
ること。※メールアドレスは本公告 4 の (2) 参照。

(3) 回 答 日 : 令和 7 年 3 月 13 日 (木) までに回答

(4) 回答方法 : 4 (2) の書類提出を行った業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時 : 令和 7 年 3 月 21 日 (金)

午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分入札開始

(2) 場 所 : 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載する
こと。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (この金額に 1 円
未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。) が契約金額となる。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書 (本市様式)

②代理人が入札する場合にあつては委任状 (本市様式)

③印鑑証明書 (原本)

④使用印鑑届 (実印以外の代表者印を使用する場合のみ) (本市様式)

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100

分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。
また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 853 号
令和 7 年 3 月 3 日

機密文書再生処理業務委託に係る単価契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 機密文書再生処理業務委託
- (2) 履行内容 「機密文書再生処理業務委託に係る単価契約仕様書」のとおりに
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 裁断または溶解処理を行う処理場が那覇市役所本庁舎より 15 km 圏内にあること。
- (4) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (5) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市総務部管財課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階）

4 仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 令和 7 年 3 月 3 日（月）～ 令和 7 年 3 月 10 日（月）

午前 9 時～午後 5 時 15 分（正午～午後 1 時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※駐車場は有料です。

5 仕様書等に対する質問及び回答

（1）質問期間 令和 7 年 3 月 3 日（月）～ 令和 7 年 3 月 10 日（月）

（2）質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

（3）回 答 日 令和 6 年 3 月 13 日（木）まで

（4）回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対しメールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

（1）日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）

午前 9 時受付開始 午前 9 時 10 分入札開始

（2）場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室

※駐車場は有料です。

（3）入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

（4）入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

③印鑑証明書（原本）

④使用印鑑届（実印以外の代表者印を使用する場合のみ）（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除とする。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

（1）入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

（2）入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

（3）入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の

印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

11 落札者の決定方法

(1) 落札候補者

ア 本件入札は、単価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札をした者を順次、順位を付する。なお、落札については保留し、入札資格審査後に落札者を決定する。

イ 同額の入札を行なった入札参加者が 2 名以上いる場合は、くじにより順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(2) 入札参加資格審査

ア (1) において優先する順位の者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。

イ 落札候補者が、次項に定める書類を提出した後に、入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

ウ 落札者決定についてはホームページ上で公表する。

12 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札資格審査申請書

イ 納税証明書（本市税の滞納のない証明書）

ウ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（本市様式）

エ 本公告 2（3）に示す処理場を確認できる書類（本市様式）

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 26 日(水) 午後 2 時（※厳守）

13 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 3 号に該当する場合は免除する。また、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

(1) 入札参加者は、手交された仕様書等を熟読し入札に臨むこと。

(2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。

(3) 提出された書類は返却しない。

15 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 854 号

令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託
- (2) 履行内容 「那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 那覇市役所本庁舎
(所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)
- (4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の「管」の業種で登録していること。
- (2) 業務従事者に冷媒フロン類取扱技術者（第二種以上）の資格を有する者がいること。

- (3) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（6）に該当するものを除く。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 仕様書の配布及び入札参加に必要な書類

- (1) 配布期間：令和7年3月3日（月）～令和7年3月10日（月）
配布方法：那覇市ホームページからダウンロード

- (2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告2の（2）の資格者証の写し

提出期間：令和7年3月3日（月）～令和7年3月17日（月）

（期限厳守）

提出方法：メールまたはFAXによる提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAXの場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 令和7年3月3日（月）～令和7年3月10日（月）

質問方法 質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは本公告4の（2）を参照。

回答日 令和7年3月13日（木）までに回答

回答方法 資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答します。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日時 令和 7 年 3 月 24 日（金）

午前 9 時 00 分受付開始 午前 9 時 10 分入札開始

(2) 場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

(4) 入札時に必要なもの

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあつては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロード

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。

(2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。

(3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。

(4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札

に臨むこと。

- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しないこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 855 号

令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札
の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 履行対象 本庁舎消防設備等
- (4) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 特記事項

この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者

に該当しないこと。

- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。
- (4) 従業員に次の資格を有する者がいること。
- ・ 消防設備士免状(甲種 1 ～ 5 類及び乙種 6 類)
 - ・ 第 1 種消防設備点検資格者免状
 - ・ 第 2 種消防設備点検資格者免状
 - ・ 防災管理点検資格者免状
 - ・ 危険物取扱者免状(乙種 4 類又は甲種)
- (5) 那覇市の市税を完納していること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(7)に該当するものを除く。)
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係してしていないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書等について、原則那覇市役所のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (4) の資格者証 (各 1 人分) の写し

提出期間：令和 7 年 3 月 3 日 (月) ～令和 7 年 3 月 17 日 (月)

(期限厳守)

提出方法：メールあるいは FAX による提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、

①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、

④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問期間：令和 7 年 3 月 3 日（月）～令和 7 年 3 月 10 日（月）
- (2) 質問方法：質問書（本市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは本公告 4 の（2）を参照。
- (3) 回 答 日：令和 7 年 3 月 13 日（木）までに回答
- (4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日 時：令和 7 年 3 月 21 日（金）
午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっている。
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 入札書の記載方法
入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (5) 入札時に必要な物
 - ①入札書（本市様式）
 - ②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）※本市様式は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。
※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印又は印鑑証明書の印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃貸人が确实と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 856 号
令和 7 年 3 月 3 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託の制限付一般競争入札の実施
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託
- (2) 履行内容：「那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行場所：那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (4) 履行期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- (5) 特記事項：この公告は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 7 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく「建設工事等入札参加資格者名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 作業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- (6) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再

生手続き開始の申立てをしていない者であること。

- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(8)に該当するものを除く。)
- (10) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号)第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

場所：那覇市ホームページ内

4 仕様書等の配布及び入札参加に必要な書類

(1) 仕様書等の配布方法

仕様書を含む本市様式の書類について、那覇市役所のホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加に必要な書類

必要書類：本公告 2 の (5) の資格者証の写し

提出期間：令和 7 年 3 月 3 日 (月) ～令和 7 年 3 月 17 日 (月)

(期限厳守)

提出方法：メールまたは FAX による提出

Mail：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

FAX：098-862-9352

※提出後は届いているかの確認の電話を必ず行うこと。

※メールの場合はメール本文、FAX の場合は提出書類に、①参加を希望する入札の件名、②事業所所在地、③事業所名、④代表者役職名、⑤代表者氏名を記載すること。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期間：令和 7 年 3 月 3 日 (月) ～令和 7 年 3 月 10 日 (月)

(2) 質問方法：質問書(本市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは公告 4 (2) を参照。

(3) 回 答 日：令和 7 年 3 月 13 日 (木) までに回答

(4) 回答方法：資格者証の写しを提出した業者に対し、メールで回答する。

6 入札執行の日時及び場所など

(1) 日 時：令和 7 年 3 月 24 日 (月)

13 時 30 分受付開始 13 時 40 分入札開始

(2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室

※本庁舎の駐車場は有料です。

(3) 入札方法：直接投函

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

(5) 入札時に必要な物

①入札書（本市様式）

②代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 8 条第 1 項 2 号の規定に基づく場合は免除する。

※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

8 入札心得

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。
また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。
- (2) 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の印鑑証明書の印または使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札執行回数は、3 回までとする。

9 無効の入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は ¥ マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3回目の場合は、初度及び2回目）の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行なった入札参加者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

12 契約保証金に関する事項

- 落札者は、この契約締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 その他

- (1) 入札参加者は、那覇市ホームページに掲載している仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 今回実施する入札については、入札説明会を開催しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札をしようとする者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

14 お問合せ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎5階）
那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 41 号
令 和 7 年 2 月 1 0 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 580 号
指定工事店名	株式会社たいよう工業
営業所所在地	北谷町字吉原 718 番地 2（101）
代表者氏名	山瀬 紘一
有効期間	自 令和7年2月6日 至 令和11年3月31日

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第1号

令和7年2月14日

公表済

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 宮 里 寿 子

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程（平成元年那覇市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給食費の額） 第2条 給食費の額は、月額とし、<u>別表のとおり</u>とする。 2 職員から徴収する給食費の額は、<u>別表中学校の欄に定める額とする。</u> 別表（第2条関係） 〔略〕	（給食費の額） 第2条 給食費の額は、月額とし、<u>その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> （1） 小学校の児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者 5,700円 （2） 中学校の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者 6,500円
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

正 誤

2025（令和7）年2月17日付け那覇市公報第1878号の那覇市監査委員公表第7号を次のとおり訂正する。

1503～1510 ページ 前期定期監査の結果に伴う措置状況について を削除

訂正後

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号

令和7年2月17日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和6年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和6年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和6年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れ（指摘事項）35件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】障がい福祉課（3件）、チャーがんじゅう課（3件）、保護管理課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（7件）、こども教育保育課（15件）、こどもえがお相談課（3件）

【消防局】総務課（1件）、警防課（2件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】障がい福祉課（3件）

補助金等の交付決定通知を受理したときは、当該歳入に係る法令及び契約書等関係書類に基づいて所定の調査を行い、適正であると認めたときには直ちに調定しなければならないことをグループ会議等で周知徹底します。また、各事務処理マニュアルにおいて、指摘事項に関連する部分の整備を行い、関係規則等を遵守し適正な事務処理に努めます。

【福祉部】チャーがんじゅう課（3件）

歳入を収入しようとする際に調定を行うよう課内へ周知し、事務処理手順を再確認します。さらに事務引継書やマニュアルの再整備を行い、今後とも関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【福祉部】保護管理課（1件）

メールや会議等で、関係法令等の確認を周知徹底するとともに、業務マニュアルや事務引継書への処理事項等明記、国庫負担金及び補助金においては、「国庫負担金、補助金等進捗管理簿」へ「調定起票日」欄を追加し、更に課内で当該管理簿の共有化を図り、チェック体制を整え、再発防止に努めて参ります。

【こどもみらい部】こども政策課（7 件）

歳入調定事務については、那覇市会計規則を遵守し適正な事務処理を行うよう課内職員へ周知徹底を図るとともに、引継ぎ資料に加え、口頭でも担当者と共有を図ります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（15 件）

歳入調定の漏れが生じないように、調定期等事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【こどもみらい部】こどもえがお相談課（3 件）

補助金の管理一覧表やスケジュール表を作成し、決裁権者等によるチェック体制の整備を行うとともに、今後は関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】総務課（1 件）

国及び県からの補助金の歳入調定日については、交付決定日に基づくことを課内職員に再度周知し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】警防課（2 件）

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当と係長によるダブルチェックを行うことで再発防止につなげます。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）23 件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第 20 条第 1 項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあつた。

同規則第 21 条第 1 項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1 件）**【こどもみらい部】こども政策課（3 件）、こどもみらい課（5 件）、こども教育保育課（10 件）、子育て応援課（1 件）、こどもえがお相談課（1 件）****【消防局】予防課（2 件）**

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

事務処理手順の再確認およびその周知やマニュアルの再整備を行い、チェック体制を強化し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】こども政策課（3件）

関係規則を遵守し、調定を行った場合には速やかに調定決定調書兼通知書により会計管理者に通知するよう課内職員へ周知を図るとともに、適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こどもみらい課（5件）

歳入の調定については、会計規則に基づき調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならないことを改めて課内で周知を図りました。また、歳入事務について、関係法令等の理解を深め、再発防止に努めてまいります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（10件）

那覇市会計規則に基づき、調定決定調書兼通知書を速やかに会計管理者へ提出するよう、調定期限等の事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【こどもみらい部】子育て応援課（1件）

今回の指摘事項については、職員の失念によるものであるため、同様の事例が職員の認識不足や失念等で生じることがないように課内職員に関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めるよう周知しました。今後は、課内で管理体制を強化し、再発防止に努めます。

【こどもみらい部】こどもえがお相談課（1件）

今回の指摘事項について、課内で事例共有及び注意喚起を行い、今後の歳入事務において、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】予防課（2件）

調定決定調書兼通知書を作成した際は、速やかに会計管理者へ送付するとともに、通知漏れがないよう記録を残し、送付後に二重チェックを行うことで再発防止に努めます。

今後は、関係規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）12件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

【健康部】国民健康保険課（1件）、保健総務課（4件）、健康増進課（2件）

【こどもみらい部】こども政策課（2件）、こども教育保育課（2件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

やむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約成立確定後に契約の履行を請求することといたしました。今後の契約事務に当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行ってまいります。

【健康部】国民健康保険課（1件）

本件事案について、課内で注意喚起を図るとともに、決裁ライン（担当者、グループ長及び管理職）において適宜事務の進捗を管理し、適切に契約事務が執行できるよう、体制を整えてまいります。

【健康部】保健総務課（4件）

契約の事前調整を速やかに行い、相手方である検査機関や団体へも協力を求めながら、契約の始期までに契約が成立できるよう努めます。

【健康部】健康増進課（2件）

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約相手方である医療機関や団体との事前調整を十分に行い、今後は追認事項を設けることなく、契約始期までに契約成立できるよう努めてまいります。

【こどもみらい部】こども政策課（2件）

追認条項を設けずに済むよう、各事業者と事前に契約書内容を調整するなどし、契約履行開始日までに契約締結できるよう取り組みます。

【こどもみらい部】こども教育保育課（2 件）

随意契約相手方と事前調整を十分に行い、契約時期までに契約が成立できるよう、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

エ 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項） 5 件

次の課の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっているものがあった。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】福祉政策課（1 件）、ちゃーがんじゅう課（1 件）

【健康部】保健総務課（2 件）

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

□ 指摘事項に関する措置**【福祉部】福祉政策課（1 件）**

当該指摘事項を受けた際、グループ会議にて那覇市会計規則に従い、期間内に精算処理を行うことと、年度末の人事異動時の引継ぎ事項においても当該指摘事項を確認するよう注意喚起を行いました。

今後の給付金事業においても同様な事項が発生しないよう、引き続き職員に適正な事務処理について周知すると共に、資金前渡の処理の管理に努めてまいります。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1 件）

那覇市会計規則に定める期限内の精算を確実にを行うよう課内周知いたしました。今後の精算事務に当たっては、財務会計システム上の「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的にチェックし、関係規則を十分に確認しながら適正な事務処理に努めてまいります。

【健康部】保健総務課（2 件）

今回の指摘事項を受け、会計規則を遵守し、定められた期間内に確実に精算を行うよう庁内システムのスケジュール管理機能等を活用し、遅延の防止に努めております。精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

当該指摘事項については、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

オ 予定価格の設定漏れについて（指摘事項） 5 件

次の課の契約業務については、予定価格が設定されていないものがあった。

当該契約業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）、こども教育保育課（1 件）

【消防局】警防課（2 件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

同様の事項が起きないように担当職員のみならず、グループ長においても、改めて契約規則等関係規則やマニュアル等の確認を行い、適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）

同様なことが起きないように課内に周知するとともに、担当、G 長、課長などの起案や各決裁段階でも再度チェックし適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

指摘事項については、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【消防局】警防課（2 件）

課内での事例共有及び注意喚起を行い、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等

【健康部】

○ 保健総務課

ア 概算払における精算事務の遅れについて（指摘事項）

令和5年度全国政令市衛生部局長西ブロック会議（九州地区）の旅費（交通費・日当等）については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

概算払の精算については、那覇市会計規則第62条第1項において、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨定めている。

概算払の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を受け、会計規則を遵守し、定められた期間内に確実に精算を行うよう庁内システムのスケジュール管理機能等を活用し、遅延の防止に努めております。精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

○ 健康増進課

ア 1者見積による随意契約について（指摘事項）

令和5年4月新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター・入力業務委託は、令和5年度においても引き続き事業実施が決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し随意契約を締結しているが、1人の者からしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第23条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 委託契約の自動更新における債務負担行為の設定について（指摘事項）

成人風しん抗体検査及び予防接種業務委託は、全国知事会と公益社団法人日本医師会が委託契約を締結し、那覇市は沖縄県に委任状を提出することで、当該業務委託を実施している。

当該委託契約は、「有効期間終了から1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は5回を限度とする」旨の契約条項を設け、那覇市においては債務負担行為の設定をすることなく、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】

○こども政策課

ア 業務委託契約の完了の確認について（指摘事項）

令和5年度みらいこども園等の冷房機・扇風機等保守点検業務委託については、令和5年11月末の契約期間終了後、受託業者から完了通知が提出されていないことを看過し、翌年2月末に至って受託業者へ連絡したところ、受託業者より一部業務を実施していなかったと報告があり、当該委託契約に基づき遅延損害金を徴収した上で履行期間を延長している。

また、令和6年3月に完了報告書を受領し、当該業務委託料を支出しているが、同年5月、新たに一部業務が実施されていないことが判明し、同年8月に全業務が完了している。

那覇市契約規則第50条第2項は、契約に係る給付の完了の確認のため、契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査する旨定めている。

業務委託契約の完了の確認に当たっては、関係規則を遵守し、完了の確認方法の改善を図るなど、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今年度の同契約に関して、仕様書に報告書を検査の都度提出するよう
にとの文言を追加し、かつ当課からも定期的に提出を電話、メールなど
で促すようにし、履行漏れ確認漏れがないようにしています。

○こどもみらい課

ア 予定価格の適正な設定について（指摘事項）

認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託について
は、入札公告時点で当初予算数量から減になっていることを把握してい
たにもかかわらず、再度見積りの徴取や積算の見直しを行わず、当初予
算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第 10 条第 2 項では、予定価格は、数量の多少などを
考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

予定価格の設定については契約規則に基づき、取引の実例価格・対象
園数等を入札直前に見積書の徴取を行い把握し、適正に積算して設定い
たします。

今後は、予定価格の設定及び入札について、契約規則を遵守し適正に
業務を行うよう努めます。

イ 契約に伴う支出負担行為書の確認漏れについて（指摘事項）

認可外償還払い電子申請受付システム構築委託契約において、支出負
担行為書は契約時に作成しているが、会計管理者の確認を受けていない。

那覇市予算決算規則第 26 条は、課長は、支出負担行為書を作成したと
きは、別表第 1 に定めるところにより、委託料が 500 万円以上のものは
当該支出負担行為書及び当該支出負担行為の成立に係る一連の書類につ
いて、速やかに会計管理者の確認を受けなければならない旨定めている。

契約に伴う支出負担行為書の作成に当たっては、関係規則を遵守し、
適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約に伴う支出負担行為書の会計管理者の確認について、予算決算規
則に基づき速やかに会計管理者の確認を受けなければならないことを改
めて課内で周知を図りました。

また、歳出事務について、関係法令等の理解を深め、再発防止に努め
てまいります。

ウ 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施にあたり、1 人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

那覇市契約規則第 23 条は、随意契約をしようとする場合、2 人以上の者から見積書を徴取することが原則となっており、1 人の者から見積書を徴取することができる場合は例外であるから、例外に該当すると判断した根拠条文や適用理由を記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第 23 条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約事務等で例外の取り扱いをする場合は、起案文書の適用欄にその根拠条文や理由の記載を行うよう職員に周知を行いました。

また、起案文書について適正に点検及び審査するため、課長をはじめとする決裁を行う職員は、改めて関係法令等の確認を行いました。今後、関係法令等の理解を深め、適正な点検及び審査に努めてまいります。

○こども教育保育課**ア 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）**

随意契約の実施に係る起案文書において、契約方法の根拠条文及び適用理由等の適正な意思決定を行うために必要な事項が記載されていないものが相当数あった。

さらに、随意契約の実施にあたり、1 人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

起案文書は、行政機関の意思決定が適正に行われるために必要な事項を点検及び審査できるようにするための文書であるから、記載する必要がある根拠条文や適用理由は漏れなく記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第 23 条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約事務の執行に当たっては、那覇市契約規則に基づき適正に事務を行うよう、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

○子育て応援課

ア 振替により収入のあった歳入の調定遅れについて（指摘事項）

こども医療費助成金（現物給付）の返還金については、令和5年10月27日に当該歳入へ振替があったにもかかわらず、令和6年2月に遅れて調定している。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項について、歳入事務に当たっては関係法令、規則等を遵守し、適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図るとともに、同様の事例が生じないよう適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】

○ 警防課

ア 備品の管理について（指摘事項）

消防資機材賃貸借契約において、契約満了後の無償譲渡を受けた消防資機材について、備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第18条では、課長は、備品の寄附があったときは物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員（管財課長）に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない旨定め、さらに同規則第25条第2項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理については、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

備品管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うように、課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

○ 救急課

ア 上半期と下半期に分割して契約した随意契約について（指摘事項）

産業廃棄物処理業務委託契約については、物価高騰等へ柔軟に対応できるよう、上半期と下半期に分けて那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号を適用し、それぞれ同じ受託者と随意契約を締結している。

これら 2 件の契約は、委託内容が同じであることから 1 件の契約とすることが合理的であると思われ、その場合予算総額が同規則で定める随意契約の限度額 50 万円を超えることから、競争入札により契約を締結すべきだったと思われる。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

関係規則を遵守し、随意契約の限度額 50 万円を超える場合は競争入札を実施し、契約期間中に価格変更があった場合は変更契約で対応を行います。

